

企業会計基準委員会 殿

平成19年1月29日  
日本自動車リース協会連合会

草案「リース取引に関する会計基準（案）」及び  
草案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」  
に対するコメント

平成18年12月27日公表の草案「リース取引に関する会計基準（案）」及び草案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」（以下まとめて「草案」という。）に関し、当連合会としての意見を下記のとおり取りまとめましたので、その内容をご理解の上、是非ともお採り上げ頂きたいをお願い申し上げます。

記

1. 自動車リース取引を対象とするリース会計に関する基本的な考え方

- (1) わが国の自動車リース取引は、賃貸借を中核としメンテナンスサービスやファイナンスなどの要素を含む複合的な取引であり、売買取引や金融取引的色彩は薄い。
- (2) 自動車リース料には、登録諸費用・諸税・保険料・管理費・メンテナンス費用等の維持管理費用が多く含まれており、サービスリース的色彩が強い。
- (3) 自動車は中古車市場が発達しており、その推定残存価額を反映したリース料が算出されるノンフルペイアウトのリースであり、所有権移転ファイナンス・リース以外は、実質的にオペレーティング・リースである。
- (4) 自動車リース取引は一定の場合合意による解約が可能であり、解約に際しての規程損害金は、概ね自動車処分価額との差額相当額であり、事実上解約可能なリース取引である。
- (5) 自動車リース取引は通常複数の取引であり、その個別判定は経済的実質から重要性が乏しく、全体をオペレーティング・リースとして適用するのが合理的である。

2. 「草案」に対する意見

(1) 適用時期

草案では、「平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用」となっている。しかしながら、草案の内容では実務に対応できず、より明確かつ詳細な解説が必要である。また、税務上の取扱いについても詳細が不明である。会計と税務の詳細が明らかにならない限り、システム開発にも着手することができない。

加えて、法人税法の減価償却制度の改正、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」への対応など、同時期にかなりのシステム対応が要求される状況となっている。

更に、自動車リース料には、上記1.(2)の通り、多くの構成要素が含まれており、会計と税務の詳細確定後そのシステム開発着手から運用開始まで1年以上の期間を要することが想定されることから、本会計基準の適用時期は最低でも1年延期すべきである。

#### (2) 中小企業への適用

自動車リースは中小企業(借手)にも広く普及しており、又貸手においても小規模でリース事業を行っている企業が多い。

草案では中小企業への適用に関しては、「中小企業の会計に関する指針」により定められることとしているが、借手・貸手双方において、現実務で行われている賃貸借会計が維持されるよう強く要望する。

#### (3) 利息相当額の配分

草案では、利息相当額は原則として「利息法」により配分することとなっているが、借手はリース資産を区分管理したうえで、更に支払リース料とは別に支払利息及び減価償却費の管理をしなければならず、リース取引の簡便性・利便性が大きく損なわれることとなる。また、貸手も収益の平準化が図られず、複雑な会計処理を行わなくてはならない。したがって、利息相当額について貸手の選択により定額法の配分も認めることを強く要望する。

#### (4) 重要性のない場合の取扱い

自動車リース取引の経済的実質は、前記1の(1)~(5)の記載のとおりオペレーティング・リースであるので、重要性の有無及び金額に係らず、自動車リース全部について通常の賃貸借処理を適用すべきである。

会計基準改訂に伴う事務負担の増加及び経済への多大な影響等に考慮して、現在提示されている数値基準については、次のとおり要望する。

- ・「10%基準」の引き上げ
- ・「300万円以下基準」の引き上げ

#### (5) 取扱いの明確化

今般の草案の規定では、リース取引の判定基準、重要性の判断基準などの記述内容が不十分であり、又、転貸リース取引に関しては実務を想定した設例が無く、更に連結財務諸表に関する適用指針もないことから実務に対応できない。現行の「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針の解説」、「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」、「リースQ&A」のような実務解説を用意した上での実施が不可欠である。

以上